



人権 救済

第 37 号
2015.11.9

人権救済基金運営委員会

きっとある あなたを支える 法と智恵
京都弁護士会
〒604-0971

京都市中京区富小路通丸太町下ル
TEL (075) 231-2378
FAX (075) 231-2373
<http://www.kyotoben.or.jp>

人権救済基金ニュース

人権救済基金をご利用下さい！

人権救済基金運営委員会 委員長 石地春樹

京都弁護士会には「人権救済基金」という制度がありますが、皆さん、ご存知でしょうか。

今から 20 年以上前に設立された制度で、これまで 60 件以上の事件に援助を行ってきました。有名なものとしては、豊田商事事件、中国残留孤児事件、アスベスト関連疾患事件、福知山花火大会爆発事故事件、カネボウ白斑被害事件などがありますが、ニュースにならない事件についても多数援助を行ってきました。

この制度の特徴は、法テラスと違って資力要件もなければ、勝訴の可能性も必要としていないところです。裁判を起こしたいけれど費用がない場合、まずは法テラスの利用を検討することになりますが、法テラスは誰でも利用できるというわけではありません。既に申し上げたような要件を満たす必要があります。

しかし、色々な事件の中には、どうしても要件を満たさないという事件もあります。例えば、被害者が多数存在する消費者事件や住民による行政訴訟などです。このような事件は、法テラスの要件を満たさないことが多く、また法テラスの利用にも馴染みにくいと考えられます。

このような時、裁判に必要な費用を援助するのが人権救済基金です。この制度は、資力や勝

訴の見込みにかかわらず、弁護士費用や実費、相談・調査・資料収集・講演・出版物の刊行などの費用を、80 万円まで援助します。基金設置の目的が「人権の救済と伸長をめざす活動を推進すること」にありますので、対象となる事件は、高齢者や子ども、身体障害者、外国人などの人権に関する問題や、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題など、人権保障が未だ十分でない状態にある人権問題で、その解決が公益的意義を有する事件(公益事件)に限りますが、このような事件について、法テラスの要件を充たさないなどの理由で費用に困っておられる方がもしいらっしゃれば、ぜひ、基金にお申し込み頂ければと思います。

いつの時代も人権が十分に守られていない分野は存在し、ひょっとすると、今後、基金の果たす役割は増してくるかも知れません。今回の基金ニュースを読んで頂いた方は頭の片隅で結構ですので、身近な所に人権救済基金という制度があることを覚えておいて頂ければ幸いです。

これからも人権救済基金へのご理解とご支援をよろしくお願ひ申し上げます。

人権救済基金事件報告

カネボウ美白化粧品による白斑被害救済弁護団の活動報告

弁護士 前田宏樹

1 事件の概要

平成25年7月4日、株式会社カネボウ化粧品（以下「カネボウ」といいます。）は、カネボウ、株式会社リサージ、株式会社エキップの製造販売する化粧品（以下「本件化粧品」といいます。）のうち、医薬部外品有効成分の「ロドデノール」が配合された製品の使用者の中に白斑（色がまだらに白く抜ける状態）を生じた症例が確認されたとして、ロドデノールを含有する化粧品の自主回収を発表しました。ロドデノールとは、カネボウが独自に開発した成分で、カネボウが特許も取得しています。

自主回収発表後に回収された対象商品の累計は70万1555個（平成27年8月31日時点のカネボウHP上の発表）であり、本件化粧品による白斑被害者の総数は1万9544人（平成27年8月31日時点のカネボウHP上の発表）に上り、本件は非常に大規模な化粧品による消費者被害事件です。

カネボウによる自主回収発表時、ロドデノールが白斑を引き起こす機序については明らかになっておらず、日本皮膚科学学会において専門調査チームが組織されるなどして原因解明に向けた取り組みがスタートしたところでした。

そのような状況であったにもかかわらず、カネボウの被害者対応は、「本件化粧品の使用を止めれば白斑症状は回復するはずである」との一点張りであり、カネボウは、慰謝料や休業損害の支払いについては「回復時に支払う」と発表するのみで、その具体的な時期や賠償額算定の基準については明らかにしませんでした。そのため、被害者は、そもそも白斑症状が回復するのかという点はもちろん、カネボウから適切な賠償が受けられるのかという点についても大きな不安を抱いていました。

こうした中、全国各地に本件化粧品による白斑被害救済のための弁護団が結成され、京都においても平成25年12月4日に、浅岡美恵弁護士が弁護団長として、副団長長谷川彰弁護士、事務局長武田信裕弁護士という体

制で、総勢28名の弁護士が参加する「カネボウ美白化粧品白斑被害救済京都弁護団」（以下「当弁護団」といいます。）を結成しました。

2 電話相談の実施からカネボウとの交渉

当弁護団は、まず平成25年12月6日に無料電話相談を実施し、被害者から白斑被害に関する相談を受け付けるとともに、被害の実態、治療の状況、カネボウの対応の状況の聴き取りを行いました。

多くの被害者が顔や首等の広範囲に白斑が生じておらず、カネボウの自主回収発表時（平成25年7月）あるいはそれ以前に本件化粧品の使用を中止しているにもかかわらず、白斑症状の回復傾向は見られず、本当にカネボウの言う通り白斑症状が回復するのか、適切な補償が受けられるのかという不安が時間の経過とともに高まっている様子でした。カネボウは、被害者から白斑の発症の連絡を受けると、各被害者への訪問を行いましたが、最初の訪問後は、被害者への訪問をほとんど行っておらず、カネボウのそうした対応の不十分さが被害者の不安や不満を大きくしているようでした。

そこで、当弁護団は、カネボウとの交渉の窓口となり、カネボウに対し白斑被害に対する損害の賠償を迅速かつ適切に行わせるため、平成26年3月に合計8名の方から依頼を受けて、カネボウに対して受任の連絡をしました。

その後、弁護団は被害者説明会を実施するとともに、隨時被害者からの相談に応じていき、徐々に依頼者の数を増やしていました。他方で、カネボウ側に対しては、個人情報保護法25条1項に基づき、カネボウが保有する、カネボウが各依頼者との面談時に作成した資料や各依頼者から本件化粧品を回収した履歴等の顧客（被害者）情報を開示させる等の活動を続けてきました。

3 京都地裁への提訴

本件の白斑被害については全国各地に被害者救済のための弁護団が結成され、平成25年中から各弁護団同士で連携を取り、情報共有をしながら、各弁護団がカネボウとの交渉を進めてきました。

こうした中、静岡の弁護団が全国に先駆けて、平成26年4月にカネボウに対して白斑被害についての損害賠償請求の集団訴訟を提起し、続けて同月中に広島においても集団訴訟が提起されました。

こうした提訴の流れや全国各地での積極的な示談交渉が影響し、カネボウは平成26年6月に、従来、回復時に支払うとしていた慰謝料や休業損害について、その一部を支払うと発表をしました。

しかし、各被害者に対して支払われる慰謝料（内金）の具体的な金額については、「カネボウの自社基準による」とだけしか発表されず、依然としてその基準を明確にはしませんでした。弁護団に依頼している各被害者に提示された金額を比べても、重度の被害者に対して提示された金額が著しく低い等、被害の実態を適切に反映しているとはいえず、重症ではないという理由で内金支払いの提示さえされない被害者も存在しました。

このように、自主回収の発表から1年が経過しても、曖昧かつ不透明な対応に終始するカネボウに対し、全国各地で一斉に集団提訴をするという気運が高まり、当弁護団においても平成26年12月1日に、原告16名で慰謝料等合計1億1000万円（但し、各原告の請求金額については、重症度に応じて、1000万円と500万円の2段階に分けた一部請求としました。）の損害賠償を請求する訴訟を京都地裁に対して提起しました。

訴訟は、平成27年3月10日、5月12日、6月30日（同日から第2次提訴分が加わりました。）、9月1日と現在までに合計4回の期日を重ねています。カネボウは訴訟の中で責任論及び損害論の双方を争う姿勢を見せていますが、今後の訴訟では損害論、特に、本件が美しくなることをを目指した化粧品使用に起因する問題であること、後遺障害の等級や症状固定時期をどのように考えるかという点に争点が移っていくことが予想されます。

4 本件と人権救済基金

本件は、他の人権救済基金事件と同様、十分な賠償がなされるかが明らかでない段階で受任する必要がある事案でした。

カネボウは、既に1万人以上の被害者と和解をしたと発表していますが（平成27年8月31日時点のカネボウHP上の発表）、果たして、その内適切な賠償を受けられた被害者

が何名いるのでしょうか。カネボウは、この種事案では比較的速やかに被害者との間で和解を成立させていますが、これは翻せば、多数の被害者がカネボウからの“言い値”で和解をしていることを意味します。

本件は、女性の顔という重要な部分に、しかも広範囲にわたってまだらな白斑が生じるという非常に重大な被害を生じさせたという事案でありながら、その治療方法は未だ確立されておらず、完治するか否かも不透明であるという特殊性もあります。本件のような事案において、被害者に泣き寝入りをさせず、適切な賠償を得るためにには、早期に弁護士が活動を開始し、被害者に一方的な和解を安易にさせないことが必要不可欠です。

このように、本件のような消費者事件においても、十分な人権擁護活動をするためには、人権救済基金による支援は必須であり、今後も積極的な支援を賜りますようお願い申し上げる次第です。



【上：京都新聞 平成 26 年 12 月 2 日朝刊】
【中央：産経新聞 平成 26 年 12 月 2 日朝刊】
【下：毎日新聞 平成 26 年 12 月 2 日朝刊】

これまでに基金で援助した事件

	事件名
1993年	恩給受給地位確認等請求事件
	豊田商事事件国家賠償請求事件
1994年	外国人労働者未払賃金等請求事件
1995年	一条山開発許可処分取消請求事件 児童扶養手当資格喪失処分異議申立、取消請求事件 障害者雇用問題国家賠償請求事件（控訴） 家庭教師賃金支払等請求事件
1996年	障害者の刑事事件（上告） 医療従事者のC型肝炎感染損害賠償請求事件
1997年	市原野ごみ焼却場建設差止め請求事件 ヤコブ病損害賠償請求事件 桂高校制服問題事件
1998年	浮島丸公式陳謝等請求事件
2000年	在日韓国・朝鮮人の障害基礎年金不支給決定取消請求事件 日栄不当利得返還請求事件
2001年	個人情報非訂正決定処分取消請求事件 大江山中国人強制連行・強制労働損害賠償等請求事件 レンタルハウス被害者救済事件 半鐘山開発許可取消審査請求・河川占有許可等取消審査請求事件 生活保護不当廃止損害賠償請求事件
2002年	ホームヘルパー養成講座事件 障害基礎年金についての生活保護変更決定処分取消請求事件
2003年	障害基礎年金不支給決定取消等請求事件（学生無年金裁判） 中国残留孤児国家賠償請求事件 医薬品副作用被害についての障害年金不支給決定取消等請求事件
2004年	障害厚生年金未給付国家賠償請求事件 洛西ニュータウンマンション建築工事差止等請求事件
2005年	在日韓国・朝鮮人の老齢年金不支給措置国家賠償請求事件 自衛隊イラク派遣差止等請求事件 薬害イレッサ西日本訴訟（損害賠償請求事件） 船岡山マンション建築確認処分取消審査請求事件
2006年	①遺族補償給付等不支給決定取消請求事件 ②労働災害損害賠償請求事件
2007年	船岡山マンション建設損害賠償請求事件 嘱託職員賃金差別事件
2009年	障害補償給付支給処分取消請求事件 入学金返還等請求事件
2010年	障害者自立支援法に基づく利用者負担免除等請求事件 ①外国人学校に対する強要・威力業務妨害等告訴事件 ②外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等仮処分申立事件 他 外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等請求事件 国家賠償請求事件（DVの被害届に関連する二次被害）

次ページへ続く

前ページからの続き

事件名	
2011年	破産債権届出事件（障害者を多数雇用した企業が5か月足らずで破産）
	地位確認等請求事件（偽装請負会社による解雇）
	発達障害者の窃盗被告事件
	損害賠償請求事件（アスベスト関連疾患）
	水族館施設設置許可取消請求事件
2012年	人権救済申立事件（父子家庭に対する医療費支給制度等の不備）
2013年	大飯原発運転差止等請求事件
	損害賠償等請求事件（福知山花火大会での爆発事故）
	損害賠償請求等事件（原発事故に関する訴訟）
2014年	カネボウ白斑被害損害賠償事件
2015年	京都スタジアム建設に関わる都市計画公園事業認可取消請求事件
	天ヶ瀬ダム再開発事業公金差止等請求事件

※上記のうち、控訴や上告についても援助した事件があります。

2015年9月末時点での援助件数は、65件です。

=2014年度人権救済基金報告=



科 目	‘14 年度予算額	‘14 年度決算額
1 会員寄附金	900,000	1,060,850
2 会員外寄附金	300,000	190,000
3 償還金	0	0
4 受取利息	2,000	1,583
5 雑収入	250,000	214,439
当期収入合計(A)	1,452,000	1,466,872
前年度繰越金	8,884,638	8,884,638
収入合計(B)	10,336,638	10,351,510



科 目	‘14 年度予算額	‘14 年度決算額
援助金	3,500,000	800,000
活動費	900,000	492,733
雑費	10,000	5,196
予備費	5,926,638	0
当期支出合計 (C)	10,336,638	1,297,929
当期収支差額(A-C)	△8,884,638	168,943
次期繰越収支差額(B-C)	0	9,053,581

人権救済基金Q&A

Q 人権救済基金とは、どういうものですか。

A 裁判を起こしたいけれど、お金がないという人のためには、法テラスの「法律扶助」制度があります。ところが、この制度は、訴訟をするための資力がないことの外に、裁判について勝訴する見込みがあることが条件になっています。

しかし、世の中には、いろいろな事件があって、例えば、消費者問題などの事件で、1人の損害が5万円ぐらいしかないときでも、その損害を立証するためには、手間も費用もかかる場合があり、弁護士費用も支払わなければなりません。事件によっては、裁判にかかった費用の方が裁判で認められる費用よりも多いという場合もあります。

そのような消費者事件の被害者が、例えば、100人であったとすれば、その事件の判決は、社会的に非常に大きな意味があります。

また、勝訴の見込みは少なくとも、その裁判を起こすこと自体が、制度や法律の改善に役立つと言う事件も少なくありません。

このように、裁判自体に、社会的な意義があるとか、人権の救済に広く役にたつような事件を、市民全体で応援しようというのが人権救済基金という制度です。

Q 具体的には、どのような事件が対象になるのですか。

A 高齢者、子ども、身体障害者、精神障害者、外国人等の人権に関する問題、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題などの人権の保障が十分でない立場にある状態の人たちの人権に関する事件で、その解決が公益的な意義を持つ事件などが対象になります。

例えば、多数の被害者があり、原因が共通しているような医療過誤や薬害の事件、被害者が多数の製造物責任を問う訴訟、社会保障の不備を問う事件などが対象になります。

Q 今まで、どのような事件が対象になっていますか。

A 詳しくは、4頁の「これまでに基金で援助した事件」のとおりですが、これまでに、豊田商事の国家賠償請求事件、ヤコブ病損害賠償請求事件、学生無年金裁判事件、薬害イレッサ西日本損害賠償請求事件、アスペスト関連疾患損害賠償請求事件、福知山花火大会での爆発事故損害賠償等請求事件、カネボウ白斑被害損害賠償事件などがあります。

Q どのような援助がされるのでしょうか。

A 審査のうえで、社会的に意義のある事件と認められたものについて、弁護士費用とか、訴訟印紙代とか訴訟の遂行費用などで、限度額80万円までが援助されます。

また、裁判だけでなく、公益的な意義のある事件であれば、相談、調査、資料の収集、講演、出版物の刊行などの費用も援助の対象になります。

この援助費用は、後で返還していただくことが原則にはなっていますが、普通は、返還が求められるのは事件が終わってからになりますし、事情によっては、返還の免除が認められますので、積極的に御利用下さい。

Q どこに援助を申し込みばいいのでしょうか。

A 京都弁護士会の人権救済基金あてに申し込んで下さい。

Q 基金の有益なことは良く解りましたが、基金の財政は、現在どうなっていますか。

A 2014年度末で、約905万円の繰越金がありますが、必要な援助をするためには、まだまだ十分ではありません。この制度は、市民のみなさんの寄付により成り立っていますので、1口いくらからでも結構ですので、是非とも多数の市民により支えていただきたく、寄付についてもよろしくお願ひいたします。

第20回

法律援助を広げる 市民のつどい

講演

認知症 ともに暮らそう この街で

~「ぼけ」ても心は生きている~

TAKAMI KUNIO

高見 国生

公益社団法人
認知症の人と家族の会
代表理事



(プロフィール)

1943(昭18)年、福井県生まれ。京都府北区在住。元京都府職員。認知症になった母親(義母)を、共働き、育児をしながら約8年間住宅で介護。介護中の1980年、「家族の会」(当初は、呆け老人をかかえる家族の会)結成に参画。以降、今まで代表を務める。「家族どうしの励ましあい助けあいと社会的関心を高め介護の社会化をすすめる」ことを掲げた活動は、その後全国に広がり、47都道府県すべてに支部がある。会員は11,000人余。著書「ああ認知症家族 ～つながれば、希望が見えてくる～(岩波書店)」

◎ミニコンサート

UCHIDA NAORI
内田 奈織 (ハープ)
OKAMOTO KANA
岡本 果奈 (フルート)



内田 奈織



岡本 果奈

© TEIKI ENTERTAINMENT

■主な演目「春の海」「星に願いを」ほか

(プロフィール)

内田 奈織

京都府出身。東京藝術大学卒業。

海川佳代子、森崎史子、フランスにてマリー・クレール・ジャメの各氏に師事。青山音楽院、藤堂音楽院、京都芸術祭京都市知事賞、京都府あけぼの賞他受賞。いずみシンフォニエッタ大坂のメンバー。コンサート活動のみならず教育現場での演奏にも心を注ぎ、京都府教育委員会派遣講師として府下の多数の学校で講演を行う。慶西首尊犬協会の会員として盲導犬育成の啓蒙活動にも取り組んでいる。NHK総合「スタジオパークからこなには」NHKラジオ深夜便他、テレビジョンへの出演も多い。ダイチケンタインメントよりCDを多数リリース。

岡本 果奈

帝塚山学園中・高を経て、同志社女子大学学芸学部音楽学科フルート専攻卒業。長山慶子、清水信貴の両氏に師事。卒業後、フルート指導にあたる他、骨董パンクのチャリティコンサート、盲導犬育成のためのコンサート、京大病院、京都医療センター、日本赤十字病院などのロビーコンサートや小児科に入院している子供達のための音楽会を開くなどの活動を取り組んでいる。その他、幼稚園や学校での音楽会、妊娠さんとお腹の赤ちゃんのための胎教コンサート、京都の老舗料理旅館でのコンサートやホテルのディナーショーなど様々な演奏活動を行っている。

市民の権利を守るために活動するための会



◎人権救済基金の説明と事例報告

■日時

2016年 1月23日(土)
(平成28年)

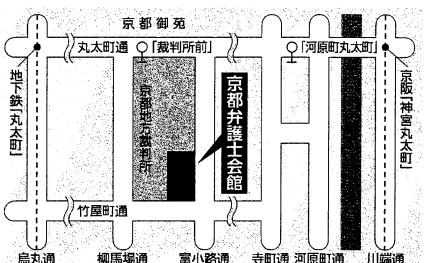
午後1時30分から午後4時(開場午後1時)

■会場

京都弁護士会館 地階大ホール

先着順・入場無料

主催/京都弁護士会 後援/京都府・京都市・京都地方法務局・京都府社会福祉協議会・京都市社会福祉協議会・京都新聞・KBS京都・日本司法支援センター・京都地方事務所



①地下鉄「丸太町」駅から徒歩7分 ③バス停「裁判所前」から徒歩2分
②京阪「神宮丸太町」駅から徒歩12分 ④バス停「河原町丸太町」から徒歩8分

駐車場・駐輪場がありませんので、公共交通機関をご利用下さい

きっとあるあなたの考える法と智慧

京都弁護士会 TEL.075-231-2378

〒604-0911 京都市中京区西小路通丸太町下ル

詳しくはホームページをご覧下さい

京都弁護士会

検索





「人権救済基金」への寄付をお願いします

この基金が有効に機能していくためには、まず財政基盤をしっかりと確立することが大切です。そのためには、市民一人ひとりの善意によって、この制度を支えていただくことが必要です。多くの方々のご寄付を心よりお願いします。金額はいくらでもけっこうです。

寄付先 郵便振替口座 京都 01050-3-8313
名称 京都弁護士会人権救済基金

寄付いただいた際に得た個人情報は、事務処理のために使用する他、当弁護士会が主催する行事の案内物やその他の発行物をお送りする以外には使用いたしません。

QRコードで簡単アクセス！

QRコードをスマートフォン・携帯電話で読み取ってください。京都弁護士会のサイトに簡単にアクセスできます。ぜひブックマークをご登録ください。

